

商品概要説明書

J Aリフォームローン

(2019年10月1日現在)

商品名	J Aリフォームローン
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。 ※現在、組合員でない方でも、J A 所定の出資金をご出資いただくことで、組合員となることができます。</p> <p>○お借入時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。</p> <p>○前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ただし、農業者以外の自営業者の方については、営業（勤続）年数 3 年以上とします。</p> <p>○団体信用生命共済に加入できる方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。 (住宅関連設備の例)</p> <p>①門、塀、車庫、物置 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金 ⑥耐震改修工事費 ⑦融雪設備機器の購入・設置工事費 ⑧外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え ⑨その他住宅本体以外のもの</p> <p><介護型> 介護に必要な住宅増改築資金および改造に伴う備品購入資金 ※介護を要する満 65 歳以上の高齢者の方または身体に障がいのある方と同居していることが条件となります。</p> <p><環境配慮型> 太陽光発電システム、蓄電池、自家用発電機、LED 照明、環境に配慮した設備・機器の設置・導入資金および同時に行う付帯工事資金</p> <p><全農提携型> 全国農業協同組合連合会長野県本部が指定した業者が施工する太陽光発電シス</p>

	<p>テムの設置・導入資金および設置・導入と併せて行う改装・補修資金 <ソーラー全農型> 全国農業協同組合連合会長野県本部が指定した業者が施工する太陽熱利用機器の設置・導入資金および設置・導入と併せて行う改装・補修資金 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。</p>														
借入金額	○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。														
借入期間	<p>○1年以上15年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。</p>														
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（短期プライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細は、当JA融資窓口へお問い合わせください。</p>														
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え特定月に増額して返済する方式）のいずれかをご選択いただけます。 ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位となります。</p>														
担保	○不要です。														
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（長野県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。 ただし、ご融資対象施設が建物にかかるもので、当該建物がご家族名義の場合は、建物の所有者を連帯債務者または連帯保証人とします。 また、ご融資対象施設が土地に定着するもので、当該土地がご家族名義の場合は、土地の所有者を連帯債務者または連帯保証人とします。</p>														
保証料	<p>○一括払い・利息方式のいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 お借入金額、お借入期間等により保証料は異なります。 例)【お借入額300万円 元利均等返済の場合】 <一般型・環境配慮型・全農提携型・ソーラー全農型（例）></p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>8,020</td> <td>22,157</td> <td>35,559</td> <td>48,246</td> <td>66,012</td> <td>92,531</td> </tr> </table>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年	保証料（円）	8,020	22,157	35,559	48,246	66,012	92,531
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年									
保証料（円）	8,020	22,157	35,559	48,246	66,012	92,531									

	<p><介護型（例）></p> <table border="1" data-bbox="504 248 1437 353"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>7,540</td> <td>20,827</td> <td>33,422</td> <td>45,348</td> <td>62,052</td> <td>86,976</td> </tr> </table> <p>②利息方式 保証料はお客様から当 J Aにお支払いいただく利息の中から J Aが保証機関へ支払います。</p> <p>○別途、お借入時に一律保証料として 10,000 円をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年	保証料（円）	7,540	20,827	33,422	45,348	62,052	86,976
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年									
保証料（円）	7,540	20,827	33,422	45,348	62,052	86,976									
<p>団体信用生命共済</p>	<p>○当 J A所定の 3 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済掛金は当 J Aが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="499 701 1310 898"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>J A所定利率</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>J A所定利率</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>J A所定利率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳しくは当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	J A所定利率	長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A所定利率	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A所定利率						
団体信用生命共済名	加算利率														
団体信用生命共済（特約なし）	J A所定利率														
長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A所定利率														
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A所定利率														
<p>9 大疾病補償保険</p>	<p>○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 3%</p>														
<p>手数料</p>	<p>○お借入に際しては、当 J A所定の手数料が必要となります。 また、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済条件を変更される場合などにつきましても、当 J A所定の手数料が必要となります。</p>														
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A本支店（所）または当 J A担当部署^{（注）}にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 （注）担当部署…当 J Aの窓口にお尋ねください。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当 J A担当部署^{（注）}または J Aバンク相談所にお申し出ください。 （注）担当部署…当 J Aの窓口にお尋ねください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p>														

	<p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

長野県 J Aバンク

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 中野市 融資課 (電話：0269-26-1184)